

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では下記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせします。

【投資信託約款の名称】

(親投資信託)

東欧・ロシア株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)

(追加型証券投資信託)

東欧・ロシア株式ファンド(以下「ベビーファンド」といいます。)

【変更の内容】

マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託している再委託先である BNP パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスを、アルフレッド バーク カピタルフェルバルトニング A Bに変更すべく、投資信託約款中の運用の基本方針および運用の指図に関する権限の委託に関する条文中に所要の変更を行います。

ベビーファンドにおいて受益権の取得申込みに応じない日または一部解約の実行の請求を受け付けない日として規定する日にストックホルムの銀行の休業日を追加します。

【変更の理由】

再委託先の組織再編を受け、マザーファンドの再委託先の変更を行うものです。なお、再委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

マザーファンドの再委託先の変更に伴い、ベビーファンドの投資信託約款付表にて規定する「別に定める日」について変更を行うものです。

【変更予定日および変更適用予定日】

上記約款変更は、平成25年9月4日付で行い、平成25年9月27日より適用する予定です。

ベビーファンドの受益者で上記約款変更にご異議のある方は、平成25年7月19日から平成25年8月26日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数(マザーファンドに關しましては、ベビーファンドの投資信託約款に係る受益者の受益権口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算させていただきます。)が、平成25年7月19日の受益権(マザーファンドに關しましては、マザーファンドの投資信託約款に係る受益権)の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り投資信託約款を平成25年9月4日付で変更し、平成25年9月27日より適用します。

ご異議のお申し出のあったベビーファンドの受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、平成25年9月5日から平成25年9月24日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成25年7月19日

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ投信株式会社

公告の中断についての追加公告

【公告中断日時】

平成25年8月24日午前9時00分から午後1時45分まで

【公告中断事由】

メンテナンス作業を実施したため、公告の中断が生じました。